

第7回 プラットフォームエコノミクス研究会 議事要旨

日時：令和4年12月14日（水）10時00分～12時00分

場所：オンライン開催

出席者

メンバー：黒田委員、大木委員、善如委員、市橋委員、安達委員、安井委員

ゲスト：奥村恭平氏（ノースウェスタン大学）、成原慧氏（九州大学法学研究院）

オブザーバー：経済産業省情報経済課、総務省情報通信政策課、消費者庁消費者政策課

議事概要

1. Algorithm Design: Fairness and Accuracy について

- ・ ノースウェスタン大学奥村氏より、論文 **Algorithm Design: Fairness and Accuracy** について、資料1に基づき報告がなされた。報告内容の概要は以下の通り。
 - ✓ 近年、アルゴリズムは正確性のみならず、公平性も考慮して設計されるべきではないかとの議論がある。本論文は、トレードオフを考えるためのフレームワークを提案する。
 - ✓ 任意のアルゴリズムによって実現可能な資源配分は、データの性質に依存している。2 グループの公平性を考える場合、よく利用されるような選好を持ったデザイナーが選ぶであろう実行可能な資源配分の集合上にある点のうち、一方のグループにとって最も正確な点と、他方のグループにとって最も正確な点、いずれの点であっても一方の正確性の方が高いようなデータを **group-skewed** と呼び、そうではないときを **group-balanced** と呼ぶ。
 - ✓ 公平性をとるために正確性を犠牲にするようなアルゴリズムを開発するかを検討するとき、データが **group-skewed** であればそのようなアルゴリズムを開発することをデザイナーが好む可能性があるが、データが **group-balanced** であればそのようなアルゴリズムをデザイナーが好むことはあり得ない。データがいずれであるかの理論的な判定条件はまだなく、実証研究を行うためのツールを開発中である。
 - ✓ この設定に弱い条件を付け加えると、デザイナー自身がアルゴリズムを設計せず、他の主体がアルゴリズムを設計する場合であっても、デザイナーは投入可能なデータの設計を通じて、自身がアルゴリズムを設計するのと同等の配分を他の主体に実現させることができる事が示せる。
 - ✓ あるグループに属することを示す情報を追加すると、実行可能な資源配分が当該グループにとって等しい望ましさの中で拡張するため、当該グループが損をせずに他のグループが得をすることができる。従って、このような情報は使うことが望ましい。また、グループに属する情報と相関を持つ情報は、グループ情報が利用可能なときには常に利用する事が望ましく、グループ情報の利用が禁じられているときであれば、それに相関する情報の利用も禁じることが望ましい配分をもたらすことがある。
 - ✓ この論文はクリアな政策提言を与えられるほどの強度があるわけではなく、あくまで、考えるためのフレームワークを提供したものである。他方で、特定のケースにおいては、このフレームワークを使用した政策的提言が可能であり、政府がどの程度公平性を重視するかに依存せず提言を与えることができる。
- ・ 報告後、発表内容に関する質疑応答・意見交換が行われた。

2. アルゴリズム・データによる差別とその法的統制について

- ・ 九州大学大学院成原氏より、資料4に基づき報告がなされた。報告内容の概要は以下の通り。
 - ✓ アルゴリズムがもたらす便益とデータによる差別の要因を整理したうえで、法的統制の在り方を検討する。
 - ✓ アルゴリズム・データによる差別の要因は AI による差別の要因と重複する部分がある。AI による差別の要因は、①アルゴリズムの設計の問題、②学習するデータの問題、③属性に基づく判断に伴う問題に分けられる。
 - ✓ アルゴリズム・データによる差別を防ぐ技術的な仕組みとしては、公平配慮型データマイニングがある。一方で、人種や性別のデータを利用しなくても、住所や職業等、人種や性別と相関関係にあるデータを利用した結

果、差別的な判断が行われるおそれがあるため、AI の診断の公平性を確保するためには利用するデータの範囲や性質を考慮することが必要である。

- ✓ 法的統制としては、憲法の平等原則とその適用に関する判例、労働法による規制、業法による規制、個人情報保護法による規制、AI のリスクに対応した新たな立法等がある。
- ✓ 個人情報保護法は、近年大きな改正も行われている。目的は、「個人の権利利益を保護すること」であるが、「個人の権利利益」の定義が明確ではない。手掛かりになるのは個人情報保護法3条であり、憲法13条との接続が示唆されている。現代的なプライバシーの定義は不明確であるが、目的を考えると、「差別の防止やデータによる選別からの保護」だと考えられる。GDPRにおいても、明示はないものの、プライバシー権は特別な価値を認められている。米国においても、連邦レベルでの包括的な個人情報保護法案が審議されている。
- ✓ プロファイリングについては、様々な問題が指摘されている。日本でも、リクナビ事件が発生した。リクナビ事件をきっかけに、個人情報保護法ガイドラインの一部改正が行われた。従来は漠然と利用目的が定められていたが、特にプロファイリングに基づくターゲティング広告の提供について、「個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない」との解説が加えられた。令和2年個人情報保護法改正においては、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用」することを禁じている。
- ✓ 古典的な差別に加えて、データによる不当な選別も問題となっている。後者の問題を考える際には、何をもって、「関連のある」／「関連のない」と判断するのかの価値基準が必要になる。
- ✓ アルゴリズム・データによる事業者に対する差別について、食べログ事件は独禁法の優越的地位の濫用により対応された。
- ✓ 今後の課題として、アルゴリズム・データによる差別から個人を保護するために個人情報保護法だけで十分か、アルゴリズム・データによる事業者に対する差別にいかに対応するか、といった点が挙げられる。また、法人として差別されない権利がどこまで要請されるのか、反差別法における公平と競争法における公正の関係性、デジタル社会における公平と「差別」概念の問い直しが課題として挙げられる。
- ・ 報告後、発表内容に関する質疑応答・意見交換が行われた。概要は以下の通り。
 - ✓ 不当な差別にあたるケースの中には、そもそも意図や手続面で不当というものと、結果的に不当になっているものがあると思う。後者のケースを念頭に入れると、憲法で使用が禁止されているデータと無関連なデータはあるのか。
 - 憲法上、差別につながる情報を絶対使ってはいけないとしているのではなく、例えば、アファーマティブアクションを行う等、本当に必要な場合は、性別や人種のデータの利用も許容される。データの取扱いについては憲法ではなく、個人情報保護法が定めるところだが、個人情報保護法も、信条等のデータの利用そのものの禁止はしておらず、本人同意を得るなど、より慎重に扱うことを定めている。
 - ✓ 関係のないデータによる区別は差別となるとの指摘があるが、誰が何をもって関連性の有無を判断するか。
 - 実質的な価値判断を伴う問題であり、個人情報保護法やデータ保護法の枠内で解決できるものではない。道徳的・憲法的判断が必要と考えられるところ、判断する主体としては、一義的には企業などデータを取り扱う主体、最終的には裁判所でありながら、様々な主体による判断が必要になってくると思う。
 - ✓ 自分が情報を開示しなくても、自分以外の人が提供した情報に基づき差別を受けるようなケースがあると思うが、それに対応する法律やガイドラインはあるのか。
 - 現在先端的な問題として取り上げられている議題であり、グループプライバシーと呼ばれることもある。日本では専門家の間のガイドラインにおいて意識されたりしている。

お問合せ先

商務情報政策局 情報経済課 デジタル取引環境整備室

電話：03-3501-0397

FAX：03-3501-6639